

○府中町ごみステーション設置及び管理要綱

平成27年10月6日訓令第24号

府中町ごみステーション設置及び管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）第4条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づく家庭ごみの収集並びにごみステーションの設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、安全なごみ収集作業及び地域の環境美化を推進し、もって良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 家庭生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) ごみステーション ごみ収集当日のみ、家庭ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。

(収集方法)

第3条 ごみステーションにおける家庭ごみの収集は、町が告示する一般廃棄物処理実施計画に定めるごみの種類に分別する方法によるものとする。ただし、地域の実情に応じて町長が必要と認めるときは、別の収集方法を定めることができる。

(ごみステーションの位置)

第4条 ごみステーションの位置は、第6条に定める基準に適合することについて、あらかじめ環境センター所長の確認を受けたうえで、町内会及び第3条本文の規定に基づき家庭ごみを排出しようとする土地又は建物の占有者（以下「利用者」という。）が話し合いにより自主的に決定するものとする。

(届出)

第5条 ごみステーションの新設、変更又は廃止（以下「ごみステーションの設置等」という。）をしようとする者（以下「届出者」という。）は、ごみステーション設置等届出書（別記様式）に附近見取図及び配置図を添えて町長に提出し、同意を受けなければならない。

2 前項の届出は、次の各号のいずれかに掲げる者が行うものとする。

- (1) 町内会長
- (2) 建主、開発業者又は管理者（共同住宅、住宅団地に限る。）
- (3) 前2号に準ずる者で、町長が特に認めるもの

(設置基準)

第6条 ごみステーションの設置等に当たって必要な措置は届出者において実施するものとし、設置場所は次の各号のいずれにも適合しなければならない。ただし、地形の状況等やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公道に面した場所であること。
- (2) 収集車両が容易に転回又は通り抜けができること。
- (3) 収集作業上、危険な場所でないこと。
- (4) 車両や歩行者の通行の妨げにならないこと。
- (5) 設置場所の所有者又は管理者に設置の承諾を受けていること。
- (6) 隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (7) 利用世帯数は、おおむね30世帯以内であること。ただし、共同住宅においては、利用世帯

数にかかわらず当該住宅の敷地内に1棟につき1か所設置することを基本とする。

(8) 利用世帯数に0.2平方メートルを乗じた面積を確保していること。ただし、次のいずれかの形式の工作物を設置するときは、この限りではない。

ア 横開き式 開口幅1.8メートル以上、奥行き2メートル以上であって、おおむね6平方メートル以上の面積を有し、床はコンクリートの打ち放しの上、必要な排水溝（ます）を設けているもの

イ 上開き式 前面部分の高さが50cm以下のもの

(9) 設置後は、利用者及び届出者（以下「利用者等」という。）が相互に協力して自主的に維持管理を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、公道に面していない場所に設置するごみステーションは、前項第3号から第9号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

(1) 公道からごみステーションまで、収集車両の通行可能な通路があること。

(2) 前号の通路が通り抜けできない通路であるときは、収集車両が容易に転回できる場所が確保されていること。

(3) 敷地内への出入口は、収集車両が容易に出入りできる構造であること。

(4) ごみステーションの周辺及び敷地内への進入路等においては、他車について駐車禁止の措置を講ずること。

（現地調査）

第7条 町長は、届出者からごみステーション設置等届出書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置場所としての適否を確認するものとする。

2 町長は、必要に応じて届出者その他の関係者に現地調査の立会いを求めることができる。

（位置決定）

第8条 町長は、前条第1項の確認により支障がないと認めるときは、速やかにごみステーションの設置等の同意を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、届出者に同意事項及びごみステーションの利用開始日を連絡するとともに、ごみステーションである旨を周知するため看板を設置しなければならない。

（利用者への周知）

第9条 届出者は、前条第2項の連絡を受けたときは、当該ごみステーションの利用者に収集日等の必要な事項を周知しなければならない。

（維持管理）

第10条 利用者に排出ルールを遵守させるとともに、環境美化及び清潔を保持するため、ごみステーションに管理責任者を置く。

2 管理責任者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保つため、利用者を指導し、又は協力を求めることができる。

3 町は、ごみステーションの管理上の問題により、衛生的で安全な収集作業に支障があると認めるとときは、利用者等に対して改善のための必要な措置について指導できるものとする。

4 町は、前項の指導を行った後相当の期間を経過してもなお利用者等が必要な措置を講じないときは、当該ごみステーションにおける家庭ごみの収集を停止することができる。

5 町は、共同住宅の建主及び管理者並びに住宅団地の開発業者に対し、宅地建物の売渡しに当たり、当該物件の買主にごみステーションの維持管理について周知するよう、協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に設置されているごみステーションは、この訓令の規定により設置されたごみステーションとみなす。

様式 (省略)